

地方自治法第一百五十六条第四項の規定に基づき、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署の設置に関し承認を求めるとの件参照条文

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第一百五十六条（略）

②・③（略）

④ 国の地方行政機関（駐在機関を含む。以下本条中これに同じ。）は、国会の承認を経なければ、これを設けてはならない。国の地方行政機関の設置及び運営に要する経費は、国においてこれを負担しなければならない。

⑤（略）

○ 経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）

（原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律の改正後）

（産業保安監督部等）

第十二条 産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所は、経済産業省の所掌事務のうち第四条第一項第十四号及び第六十号に掲げる事務を分掌する。

2 産業保安監督部の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3 産業保安監督部の内部組織は、経済産業省令で定める。

4 那覇産業保安監督事務所の位置及び管轄区域は、政令で定める。

5 那覇産業保安監督事務所の内部組織は、経済産業省令で定める。

(支部又は産業保安監督署)

第十三条 経済産業大臣は、産業保安監督部の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、産業保安監督部の支部又は産業保安監督署を置くことができる。

2 産業保安監督部の支部又は産業保安監督署の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、経済産業省令で定める。